

各位

神奈川県行政書士会

農地制度・民法の改正等を反映した最新版！

『(改訂版) 農業委員・農地利用最適化推進委員必携 新刊書 農地・農業の法律相談ハンドブック』

のご案内について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび標記新刊図書が新日本法規出版株式会社より発行されました。

本書は…

農業委員及び農地利用最適化推進委員が相談を受ける事例を具体的に設定し、関連法令や通知に基づいて回答されています。

農地制度に関する基礎知識や農地・農業に関する税制等、農業委員及び農地利用最適化推進委員が知っておくべき知識が網羅されています。

農業委員・農地利用最適化推進委員だけでなく、農地・農業に携わるすべての方にとって必要な基礎知識がわかりやすく解説されています。

つきましては、各位好個の実務書としてお役立ていただけるものと思料し、その他の図書と併せてご案内いたしますので、ご希望の向きは別添カタログ参照の上、下記要領にてお申込みください。

敬白

記

1. 書名および価格

新刊書〈単行本〉

〔改訂版〕農業委員・農地利用最適化推進委員必携
農地・農業の法律相談ハンドブック

価格 4,070円(税込) 送料460円

新刊書〈単行本〉

実務家が陥りやすい 成年後見の落とし穴

価格 3,190円(税込) 送料460円

新刊書〈単行本〉

相続人不存在・不在者 財産管理の手続と書式

価格 4,180円(税込) 送料460円

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

2. 申込方法

裏面のFAX申込書(03-3235-7369)にてお申込みください。

3. 納品および

代金支払い方法

発行所より直接納品されます。代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。

また、請求書に記載されているバーコードからスマホ専用アプリ PayPayとauPAYでもお支払いいただけます。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。
※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。
※この案内に要した諸費用はすべて発行所の負担です。

(発行所および
お問い合わせ先)

新日本法規出版株式会社

〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2-6
TEL(03)3269-2169 FAX(03)3235-7369

(30-07009)

新日本法規出版株式会社 東京支社 営業部
神奈川県行政書士会 申込受付係 行

お申込みはFAXにて

FAX 03-3235-7369

【 申 込 書 】

新刊書 〈単行本〉コード5100138 〔改訂版〕 農業委員・農地利用最適化推進委員必携 農地・農業の法律相談ハンドブック	価格 4,070円 (税込) 送料 460円	<input type="checkbox"/> 部
新刊書 〈単行本〉コード5100140 実務家が陥りやすい 成年後見の落とし穴	価格 3,190円 (税込) 送料 460円	<input type="checkbox"/> 部
新刊書 〈単行本〉コード5100137 相続人不存在・不在者 財産管理の手続と書式	価格 4,180円 (税込) 送料 460円	<input type="checkbox"/> 部

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

☑上記書籍を代金後払いにて申込みます。

※太線内をご記入ください。

年 月 日	ご購入区分 庁用・社用・個人	職業をご記入下さい。
□□□-□□□□ □住所		
フリガナ		
お名前 (名称)		⑩
TEL 〈 〉 -	ご担当	
FAX 〈 〉 -	(内線)	

※電話番号による登録をおこないますので、必ず市外局番からご記入ください。
※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。
※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

掲載内容

第1章 農業委員会に関する相談

- 1 農業委員と農地利用最適化推進委員の地位と役割とは
- 2 農業委員と農地利用最適化推進委員の権限等は
- 3 人農地プランにおける農業委員会の役割
- 4 農地台帳とは

第2章 農地に関する相談

- 第1 農地の種別等
- 5 農地法上の農地とは
- 6 農業振興地域とは
- 7 国有農地とは
- 8 都市計画区域と農地制度の関係は
- 9 都市計画法に定める用途地域とは

第2 農地法3条関係(農地の売買・貸借等)

- 10 農地の売買や貸借をするための法律上の手続は

- 11 登記名義が亡父である農地において法定相続人が農地法3条の許可申請をすることは可能か

- 12 相続登記未了の現に耕作している農地を貸したい

- 13 所有者が不明となった農地を貸借する方法は

- 14 農地を特定遺贈等する際の農地法の手続は

- 15 農地法3条の許可の要件とは
- 16 下限面積要件の例外を知りたい

- 17 農作業に常時従事できない世帯員名義で農地を購入したい

- 18 後継者に農地の所有権を移転したい

- 19 共有名義の農地の持分を単独で所有権移転したい

- 20 農地法3条により賃貸している農地の所有権を取得することは可能か

- 21 農地の賃貸借と使用貸借の違いを知りたい
- 22 借りている農地を転貸したい

- 23 農作業常時従事要件が満たせないときも農地の貸借は可能か

- 24 農地に区分地上権を設定するには
- 25 農地に地役権を設定するには

- 26 農地の競売に入札して農地の所有権を取得したい

- 27 抵当権が設定されている農地を貸すことはできるか

- 28 寺院に農地を寄附したい

第3 農地法4条・5条関係(農地の転用)

- 29 農地転用の許可と届出の区別と例外は
- 30 農地転用の手続と要件は

- 31 農用地区域の農地を観光農園の来客用の駐車場等に転用できるか

- 32 第1種農地をコンビニエンスストアの用地に転用したい

- 33 市街化調整区域の農地を建売住宅の用地として転用したい

- 34 農地に携帯電話用の電波塔を建てる場合の許可は

- 35 将来を見越して農地転用の許可を得て現況農地の所有権を取得したい

- 36 農用地区域や第1種農地に営農型の太陽光発電設備を設置できるか

- 37 市街化区域の農地を転用したい
- 38 農作物栽培高度化施設を設置したい

第4 農地の賃貸借の解約(農地法18条等)

- 39 農地の賃貸借の解約に許可や届出は必要か

- 40 具体的な転用計画がある場合、市街化区域の農地の賃貸借は解約できるのか

第5 遊休農地に関する措置(農地法30条~42条)

- 41 遊休農地に関する措置の仕組みを知りたい

- 42 相続税等納税猶予制度適用農地が遊休農地になると制度の適用が打ち切られるのか

第6 地目変更登記等

- 43 登記とは
- 44 登記地目が畑の土地を登記官の照会により地目変更したい

- 45 非農地判断とは
- 46 登記地目が畑の土地を非農地証明により地目変更したい

- 47 登記地目を宅地から畑へ変更する際に農業委員会での手続は必要か

- 48 一筆の農地の一部だけを分筆して売却したい

- 49 農地法の許可が得られていない譲渡農地の仮登記とは

第7 農業経営基盤強化促進法

- 50 認定農業者の位置付けとメリットは
- 51 認定就農者の位置付けとメリットは

- 52 農業経営基盤強化促進法による農地の貸借とメリットは

第8 農地中間管理事業

- 53 農地中間管理事業とは
- 54 農地中間管理事業による農地の貸借の手続は

- 55 農地中間管理事業による農地の貸借のメリットは

第9 市民農園等

- 56 市民農園を開設するための法律手続は
- 57 農地所有者自ら市民農園を開設したい

- 58 第三者による市民農園の開設の手続は
- 59 第三者が生産緑地で市民農園を開設する手続は

- 60 市民農園で収穫した野菜を販売したい
- 61 学校に隣接する畑を借りて学校農園を設置したい

第10 生産緑地

- 62 生産緑地とは
- 63 生産緑地の行為制限の解除の事由と手続は

- 64 2022年問題と特定生産緑地制度とは

第11 都市農地貸借円滑化法

- 65 都市農地貸借円滑化法による貸借の要件と手続は
- 66 都市農地貸借円滑化法により貸借するときの留意点とは

第3章 農業経営に関する相談

第1 農業者年金

- 67 農業者年金制度の概要と加入のメリットは
- 68 農業者年金の特例付加年金を受給するには

第2 法人

- 69 農地所有適格法人を設立したい
- 70 農地所有適格法人以外の法人形態で農業に参入したい

- 71 法人が必要な事業のために農地の権利を取得できるか

第4章 相続・親族に関する相談

- 72 遺言の方式や内容を定める際の留意点を知りたい
- 73 相続税対策に養子縁組は有効か

- 74 農業従事者の死亡後の手続は
- 75 法定相続人を確定したい

- 76 相続放棄する場合の手続は

- 77 遺留分としての財産の分与とは
- 78 後継者に財産を集約するために遺留分をあらかじめ放棄させるには

- 79 死亡した農地所有者に相続人がいない場合は

- 80 耕作権を相続した場合の手続は

第5章 紛争に関する相談

- 81 共有農地の転用・処分に関し他の共有者の同意がとれない場合は
- 82 共有者が複数いる農地を単独所有したい

- 83 農地を時効取得したい
- 84 所有する農地に無断で廃棄物を捨てられた場合は

- 85 農地の筆界(境界)に争いがある場合の解決方法は

- 86 農地を売買し農地法の許可申請をしたが不許可になった場合は

- 87 農産物の販売代金が支払われないときの対処方法は

- 88 農地の賃貸借の解約等の紛争解決の手段を知りたい

第6章 税金に関する相談

第1 相続税・贈与税

- 89 相続税の仕組みと計算方法は
- 90 法定相続人でない者が遺言で遺産の一部を受け取った場合の申告は

- 91 相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わない場合は

- 92 預貯金等がなく相続税を納付できない場合は

- 93 相続税の申告・納付に備えて生前にどんな準備をすべきか

- 94 暦年課税と相続時精算課税の違いは
- 95 贈与年度と農地法3条1項の許可年度が異なる場合の贈与税申告年度は

第2 相続税等納税猶予制度

- 96 農地に係る相続税納税猶予制度とは
- 97 相続税納税猶予制度適用農地は転用ができないか

- 98 相続税納税猶予制度適用農地が収用された場合の特例措置は

- 99 相続税納税猶予制度適用農地の買換えの特例とは

- 100 相続税納税猶予制度の適用を受けている農地を貸したい

- 101 農作業の委託は農地に係る相続税納税猶予の確定事由に該当しないか

- 102 農地に係る贈与税の納税猶予制度の適用を受けたい

- 103 相続税納税猶予制度適用農地を生前贈与したい

第3 所得税

- 104 新規就農して開業した場合の税務上の手続は
- 105 農業経営で赤字の場合にも確定申告は必要か

- 106 農業経営基盤強化準備金制度とメリットは

第4 譲渡所得税

- 107 農地を売った場合に課税される税金は
- 108 農地の取得価額が不明な場合は

- 109 農業振興地域の農用地区域の農地を売買したときの税の控除は

第5 固定資産税等

- 110 農地の固定資産税はなぜ安いのか
- 111 農業用資産の償却資産税と減価償却とは

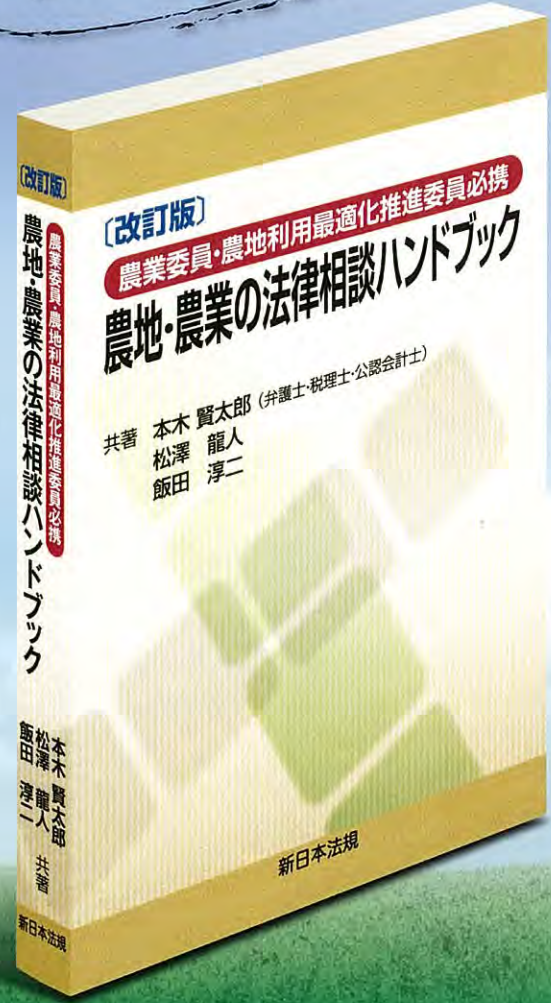
内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

改訂版

農業委員・農地利用最適化推進委員必携

農地・農業の法律相談ハンドブック

農業者から寄せられる相談を一冊に集約!



共著 本木 賢太郎(弁護士・税理士・公認会計士) 他

農地制度・民法の改正等を反映した最新版!

農業委員及び農地利用最適化推進委員が相談を受ける事例を具体的に設定し、関連法令や通知に基づいて回答しています。

農地制度に関する基礎知識や農地・農業に関する税制等、農業委員及び農地利用最適化推進委員が知っておくべき知識が網羅されています。

農業委員・農地利用最適化推進委員だけでなく、農地・農業に携わるすべての方にとって必要な基礎知識をわかりやすく解説しています。

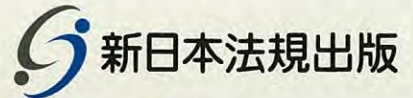
A5判・総頁336頁
本体価格 3,700円+税
送料実費

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



12 相続登記未了の現に耕作している農地を貸したい

相談内容

登記名義が亡き祖父である市街化区域外の農地を長年耕作していましたが、高齢のため、貸したいと考えています。祖父母やその子どもに当たる私の親は既に亡くなり、私の親には数名の兄弟(叔父・叔母)がいますが、現在は音信不通となっています。また、自分には姉が1人おり、遠方に住んでいます。権利者の過半の同意を得れば、20年間貸借できるとのことですが、難しい状況です。新たな制度ができ、市町村や農業委員会が相続未登記農地の権利者等の探索をし、最終的には耕作者の意思で畑を貸すことができるようになったと聞いたのですが、どのような仕組みなのでしょう。

回答

平成30年11月16日施行の平成30年法律23号による農業経営基盤強化促進法の一部改正により、所有者不明農地について、その農地の管理

等をしている相続人の1人等が、市町村や農業委員会等に申し出て、当該農地を貸し付けることが可能となります。ただし、本手続には、必要であり、一定の期間意図しない権利者があつたにかえて進める必要があつた。なお、本制度が活用で(農業基盤強化17②)。

相談の内容を具体的に示しています。

回答を簡潔にまとめています。

72 遺言の方式や内容を定める際の留意点を知りたい

相談内容

農業経営者である父が、亡くなった後のことを考え遺言の作成を検討しています。後々もめ事が生じないような遺言を作成したいのですが、遺言の方式や内容を定める際の留意点を教えてください。

回答

遺言には自筆証書遺言(民968)、公正証書遺言(民969)、秘密証書遺言(民970①)の3種類があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。

遺言の内容を決める際は、遺留分(77参照)に配慮した内容にしておくことが、相続の争族化を防ぐ上で重要です。

解説

1 自筆証書遺言

自筆証書遺言は、遺言の全文、作成日付及び氏名を自書し、押印することで作成する遺言です。作成には証人は不要であり、遺言内容を

細部まで丁寧に解説しています。

解説

本ケースにおける本制度の進め方は、下記のとおりです。

<不確知共有者の探索の要請>

① 農地の貸借を希望する共有者の1人である耕作者が市町村に地利用集積計画の作成(貸借期間は20年以内)を申し出ます(農基盤強化16②)。

↓

② 申出を受けた市町村は、当該農地を農地中間管理機構に貸しつける農用地利用集積計画を作成します(農業基盤強化21の2①)。

↓

③ 市町村は農業委員会に対し不確知共有者の探索を要請します(農業基盤強化21の2①)。

↓

④ 要請を受けた農業委員会は不確知共有者の探索を行います(農業基盤強化21の2②)。

<農業委員会による探索>(本ケースの場合)

① 法務局より登記事項証明書(登記簿)の交付を受けて登記名義人を特定します(農業基盤強化令7一)。

↓

② 登記事項証明書には所有者の登記時の住所が記載されているので、住所地の市町村に住民票(又は除籍簿)の写しを請求し、

38 農作物栽培高度化施設を設置したい

相談内容

花き農家から、花きの施設栽培のために、農地にコンクリートを張った農業用ハウス、いわゆる農作物栽培高度化施設を設置したいと相談を受けました。農作物栽培高度化施設の概要や設置の手続、留意点について教えてください。

回答

農作物栽培高度化施設とは、平成30年11月16日施行の平成30年法律23号による農地法の一部改正により規定された農地として取り扱う農業用施設等をいいます。

農地に農作物栽培高度化施設を設置しようとするときは、事前に農業委員会に、農地法43条1項の規定による届出を行い、受理書の交付を受ける必要があります。農作物栽培高度化施設は法令上の要件を満たす施設であることが必要です。設置には留意点があります。

解説

1 農作物栽培高度化施設の要件

解説の根拠となる法令や通知を明示しています。

97 相続税納税猶予制度適用農地は転用ができないか

相談内容

父が相続した農地で相続税納税猶予制度の適用を受けている畑があります。本制度の適用を受けるとその農地は転用できないとも聞くのですが、制度適用を継続するためにはどのような点に留意したらよいのでしょうか。

回答

相続税納税猶予制度の適用を受けた農地(以下「特例農地」といいます)は、制度適用の継続が不可となる(期限の確定となる)事由があります。この確定事由に当てはまると、制度適用者は、原則、2か月以内に、所轄の税務署に本税に利子税を付して納付しなくてはなりません(96参照)。

なお、農地転用については、例外を除き、原則、確定事由に該当することになります。

解説

主な確定事由の概要は下記のとおりです(租特70の6)。

① 特例農地での農業を廃止した場合

も、例外的に、自筆証書に相続財産目録を添付するときは、その目録については自書しなくてもよいことになりました(民968②)。

また、令和2年7月、法務局による自筆証書遺言書の保管制度が創設されました。これにより、遺言書の紛失や隠匿等が防止できるとともに遺言書の存在の把握が容易となり、自筆証書遺言は従来よりも使いやすくなりました。

2 公正証書遺言

公正証書遺言は、遺言者が遺言の内容を公証人に伝え、公証人がこれを書記して遺言書を作成する方式の遺言です。公正証書遺言は、公証人が関与して作成するとともに遺言の原本が公証役場に保管されることから、遺言書紛失リスクから解放されるというメリットがあります。また、公正証書遺言の作成には二人以上の証人の関与が必要であり、遺言の存在と内容を明確化できるメリットがある一方で、遺言内容が漏れるリスクがあるというデメリットもあります。

3 秘密証書遺言

秘密証書遺言は、遺言者が、遺言証書に署名・押印して封印し、公証人及び証人二人以上の前に封書を提出して作成する遺言です。遺言内容を秘密にできるとともに、遺言の存在を明確化できるメリットがあります。一方、遺言証書の押印に用いた印と封に用いた印が異なる場合等、要式不備によって遺言の有効性が争われ紛争化するリスクが潜在するというデメリットがあります。また、作成した秘密証書遺言

掲載内容

第1章 法定後見

第1 後見等開始審判申立て

- [1] 夫の母の後見開始審判申立ては、夫が亡くなった後は妻はできない？
- [2] 内縁関係のパートナーについて、後見等開始審判の申立てはできる？
- [3] 後見開始の審判を被後見人となる本人は申立てできない？
- [4] 後見人は、被後見人の息子の後見等開始審判を申し立てることができる？
- [5] 兄弟が健在であれば、首長申立てはできない？
- [6] 首長が後見等開始審判の申立てをする際にも住所特例がある？
- [7] 外国人は日本の成年後見制度を利用できない？
- [8] 子の一人が親を困り込んで、診断書が取得できない。このままでは、申立てはできない？
- [9] 鑑定を実施しないで、後見開始審判をすることはできない？
- [10] 3類型(後見・保佐・補助)全て、開始審判には、鑑定が必要？
- [11] 母の後見開始審判申立てをしたいが、銀行口座が全て不明では申立てできない？
- [12] 後見開始の審判申立ては、審判が出るまでは自由に取下げできる？
- [13] 専門職を後見人候補者にすれば、必ず選任される？
- [14] 後見開始の審判を申し立てたが、鑑定の結果は保佐相当であった場合、まずは、後見開始審判の取下げが必要？
- [15] 認知症の初期で不安がある場合、具体的な代理権等は設定せずに、補助人を選任して将来に備えることができる？
- [16] 後見の登記事項証明書には、開始審判後の全ての事項が記載されている？

第2 審判前の保全処分

- [17] 本人の預貯金が使い込まれていて、一刻も早く勝手な流用を止めさせたい場合は、まずは財産管理者の選任を申し立てられる？
- [18] 財産管理者が選任されると本人は財産管理権を喪失する？
- [19] 後見命令が出された場合、選任された財産管理者には、後見人と同じ権限がある？

第3 財産管理

- [20] 後見人は、選任前の行為を取り消すことはできない？
- [21] 初回報告は、全ての預貯金口座の残高証明書を取得し、正確に作成する義務がある？
- [22] 被後見人は今後、施設入所予定である場合、入所施設の費用を確認し、今後の収支予定を立てる必要がある？
- [23] 後見人に選任されたら、本人口座のある金融機関には届出をする義務がある？
- [24] 保佐開始の届出を行う前になされた被保佐人による銀行預金の払戻しを保佐人は取り消すことができる？

- [25] 金融機関への届出には、必ず後見人の印鑑登録証明書が必要？
- [26] 被後見人が施設に入所して、自宅に戻る可能性がない場合には、「居住用不動産」には該当せず、売却には家庭裁判所の許可は不要？
- [27] 高齢者住宅に入居して、他の施設(特別養護老人ホームなど)に転居することとなった場合、施設間での転居のため家庭裁判所の許可は不要？
- [28] 成年後見人等は、被後見人等の納税処理の義務を負う？
- [29] 財産の目減りを防ぐため、成年後見人が金融商品を購入することも許される？
- [30] 被後見人は、貸金庫内の物品を取り出せる？
- [31] 保佐人に選任されると、代理権は付与されていなくても財産目録の作成は必要？
- [32] 預貯金額が一定以上あれば、後見制度支援信託・支援預金を利用しなければならない？
- [33] 第三者が後見人に選任された場合、郵便物の回送囑託の申立ては、原則として一度は認められる？
- [34] 後見事務の遂行に必要な費用をあらかじめ見積もり、前もって一定額を本人口座から払い戻して現金で保管することは、現金出納帳を作成していれば許容される？

第4 身上監護

- [35] 被後見人が施設入所後に入院する場合は、施設を退所する必要がある？
- [36] 後見人は、本人の現状から施設入所が必要であれば、施設入所契約を締結する代理権があるので、入所させることができる？
- [37] 後見人は離婚訴訟で和解離婚を成立させられる？

第5 医療

- [38] 被後見人が入院した場合、他に適任者がいなければ、後見人が保証人にならなければならない？
- [39] 被後見人が入院し、手術を受ける必要があるが、親族に適任者がいなければ、後見人が同意することができる？
- [40] 成年被後見人が精神科病院に医療保護入院をする必要がある場合、その同意は、まずは後見人がすることとなる？
- [41] 医療保護入院をしている本人が、退院請求を希望した場合、後見人は法定代理人として、退院請求をすべきである？

第6 第三者に対する責任

- [42] 被後見人が第三者に損害を与えると、後見人に責任がある？
- [43] 後見人が開始した後は、被後見人は遺言を作成することはできない？
- [44] 被保佐人が希望した場合、保佐人は遺言執行者になれる？

第7 後見監督人

- [45] 後見監督人が選任されている場合の被後見人財産の調査・目録の作成は、後見監督人には事後報告だけでよい？
- [46] 後見人が、被後見人の財産から貸付けを行いたいと希望しても、監督人として同意をすることはできない？
- [47] 後見監督人は、本人が施設に入所して生活が安定し、後見人から報告を受けていれば、必ずしも本人と面会する必要はない？

第8 報酬の基本的考え方

- [48] 後見人を選任する必要があるが、本人には僅かな資産しかない。本人資産で不足があれば、申立人が後見人の報酬を支払う必要がある？
- [49] 本人の財産が僅少である場合、後見人の報酬は付与されない？
- [50] 第三者の専門職が後見人に選任されている場合、その報酬額は、親族に知らせてはいけない？

第9 終了

- [51] 本人やその親族との対応に困難があっても、それだけでは、後見人の辞任の「正当な事由」に該当しない？
- [52] 一つのケースで保佐人を解任されても、他のケースには影響しない？
- [53] 本人の推定相続人調査は、後見人であれば、どのような場合でも行うことができる？
- [54] 後見開始の審判が確定したら、被後見人が死亡するまで終了しない？

第10 死後事務

- [55] 本人が亡くなった後の報告は、家庭裁判所に必ずすべきものである？
- [56] 被後見人の死後、入院費は支払わなければならない？
- [57] 葬儀費用については支出が認められる？
- [58] 後見人は、葬儀・供養・墓じまいなどの火葬・埋葬を超える事務を内容とする死後事務委任契約は締結できない？
- [59] 本人の自筆証書遺言があった場合は、そのまま相続人に引き継ぐべきである？

第11 個人情報の取扱い

- [60] 後見人は、施設ニュースへの本人写真の掲載を許可できる？
- [61] 後見人は、本人の個人情報につき、第三者に提供することができる？

第2章 任意後見

第1 任意後見契約

- [62] 任意後見契約は民法の典型契約ではない特殊な契約である？
- [63] 任意後見は、受任者を信頼して契約するものであり、複数と契約することは認められない？
- [64] 任意後見契約は、自由に解除できる？
- [65] 任意後見契約と同時に財産管理契約を締結した場合、判断能力が低下すれば、財産管理契約は失効する？
- [66] 親権者は、子を代理して任意後見契約を締結することはできない？
- [67] 任意後見契約が登記されている場合には法定後見開始の審判申立てはできない？

第2 任意後見監督人選任申立て

- [68] 法定後見の開始審判がなされたら、任意後見契約は必ず終了する？
- [69] 任意後見契約が終了すれば、任意後見人の代理権も消滅する？
- [70] 死後事務委任契約は、任意後見契約が発効していなければ、執行することができない？

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

実務家が陥りやすい 成年後見の落とし穴

著 土肥 尚子 (弁護士)

勘違いや思い込みによる 間違いを防ぐために！



- ✿ 実務家が誤認しがちな成年後見・任意後見業務をめぐる法律問題を、「誤認例」を示して解説しています。
- ✿ 申立てから財産管理、身上監護、死後事務まで、後見人が行う業務を幅広く取り上げて解説しています。
- ✿ 成年後見制度利用促進専門家会議委員であり、実務に精通した弁護士が執筆した確かな内容です。

A5判・総頁 238頁
 本体価格 2,900円+税
 送料実費

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
 E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も 新日本法規WEBサイトで発売!!
 〈電子版〉
 本体価格 2,700円+税

パソコン iPhone/iPad Android 端末 でご利用いただけます。
 iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

新日本法規出版株式会社

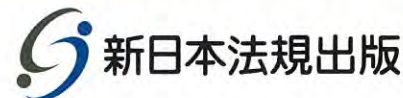
本社 460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2020.8)51001401

この印刷物は環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
 法律出版社ならではの情報を発信



【4】 後見人は、被後見人の息子の後見等開始審判を申し立てることができる？

Aさんは2年前に夫が亡くなってから、物忘れが激しくなり、預金払戻しもできなくなり、成年後見人Bさんが選任されました。Aさんには、知的障害のある長男(Cさん)がいて、Cさんの財産管理もAさんが行っていたため、Cさんの生活もままらなくなってきています。Cさんにも成年後見人が必要ですが、申立てをしようとする親族はいません。BさんはAさんの法定代理人としてCさんの後見開始審判申立てができるのでしょうか。

- POINT**
- ・成年後見人の代理権に、本人の親族の後見開始審判申立ても含まれるか
 - ・成年後見人は「財産に関する法律行為」につき、包括的代理権を有するが、後見開始審判申立ての代理権も含まれると解釈できるか

誤認例 成年後見人は、本人の法定代理人として、包括的代理権を有しており、本人の親族の後見開始審判申立ても申立てることができる。

本当は 成年後見人の包括的代理権は、「財産に関する法律行為」について認められるものであり、本人の親族の後見開始審判申立ては、「財産に関する法律行為」に含まれるか否



解説

成年後見人は、成年被後見人の法定代理人として、包括的に広範囲の代理権があるところから、成年被後見人に代わって、その親族の後見開始審判申立ても当然できるとの考えもあります。

しかし、成年後見人については、「後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。」(民859)と規定されています。「代表する」とは包括的に代理権を有するということです。

つまり、成年後見人の代理権は、包括的であるものの「財産に関する法律行為」と規定されています。そこから成年被後見人の親族の後見開始審判申立てが「財産に関する法律行為」に含まれるかが問題となります。

成年後見人は、財産管理をその重要な職務の一つとしています。その成年後見人を選任するための審判申立てであること、開始審判申立て以外には成年後見人を選任する途はないことから、「財産に関する法律行為」に該当するとの解釈も可能と考えられます。実際に、成年

第4 身上監護

【35】 被後見人が施設入所後に入院する場合は、施設を退所する必要がある？

Aさんは、特別養護老人ホームに入所していますが、脳梗塞を起こして入院してしまいました。

施設からは退所しないといけないのでしょうか。

- POINT**
- ・入所契約の内容
 - ・施設基準

誤認例 特別養護老人ホームは介護保険施設であるが、医療ケアを必要として入院したのであるから、退所が必要である。



本当は 入院期間が長期でなく(おおむね3か月以内)、退院後の身体状況も施設での生活が可能であれば、退所する必要はない。

解説

本人の生活場所がどこになるかは、本人にとって、最重要事項の一つです。住み慣れた自宅での生活の継続を望む人が多いのですが、

特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難になった要介護の高齢者が入居できる公的な「介護保険施設」の一つで、「特養」と呼ばれています。公的な施設であるため、民間が運営する有料老人ホームに比べると費用が比較的安価であり、看取りの対応が可能など多々、「終の棲家」と考えられています。現在、原則として要介護3以上の人が入居対象とされています(介護保険法8XXII、介護保険法施行規則17の9、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令1I三~五)。入居待機者が多く、数年待たないと入れないといわれてきましたが、地域によっては、待機者が減っているところもあります。

他に「老人保健施設」という施設もあり、そこは、医療ケアやリハビリが必要とされる要介護の高齢者を対象とし、原則として、自宅に戻るためのリハビリを中心としている施設であり、「老健」と呼ばれます。入院した場合には、老健は退所となります。

特養については、入所後は終生利用を原則としている施設といえます。しかし、本問のように、入所後に脳梗塞などの疾病により、入院が必要になることがあります。この場合、特養の介護サービスではなく、病院による医療ケアが必要になったということであり、特養の契約をどうするのか、という問題が生じます。

この点につき、厚生労働省が定める「特別養護老人ホームの設備及

第1 任意後見契約

【62】 任意後見契約は民法の典型契約ではない特殊な契約である？

私は、Aさんと任意後見契約を締結したのですが、監督人を選任しなければ任意後見人にはならないと聞きました。とても特殊な契約なのでしょうか。

- POINT**
- ・任意後見契約
 - ・公正証書によることの意義
 - ・停止条件

誤認例 任意後見契約は、公正証書によってしなければならない、監督人の選任も必要であるなど、特殊な契約である。



本当は 任意後見契約に関する法律に委任契約と規定されているものであり、民法の委任の規定が当然適用される。

解説

平成12年の民法改正により、現行の成年後見制度が施行されましたが、その際に任意後見制度が新たに創設されました。同制度は、本人が任意後見契約の締結に必要な判断能力を有している間に、後見事務の内容と後見をする人(任意後見人)を、自ら事前の契約によって定

めておくものです。

そして、事前に締結される任意後見契約は、公正証書によることとされ(任意後見3)、また、任意後見監督人が選任された時から効力が生じると定められています(任意後見2-1)。任意後見監督人選任が停止条件(民127I)となっている契約です。

このように特別の定めがあることから、任意後見契約は、特殊な契約であると捉えられがちですが、任意後見契約に関する法律には「自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約である(任意後見2-1)」と定められています。すなわち、任意後見契約の法的性質は委任契約ですので、任意後見契約に関する法律の定め以外は、民法の委任の規定がそのまま適用されます。

委任契約とは、「法律行為をすることを相手方に委託」する契約です(民643)。委託する人を委任者といい、受託する人を受任者といいます。そこから、任意後見契約の受任者は任意後見受任者と呼ばれます

4 競売による相続財産の換価

相続財産管理人が、相続債権者及び受遺者に対する配当弁済額が、現金・預貯金のみでは足りない場合、不動産、動産、有価証券等の相続財産を換価して、配当弁済の原資を作ることが必要になります。

換価する方法として、民法は形式競売を予定しています(民957②・932)。形式競売は、相続財産管理人が申立てを行い、担保権実行と同じ方式で行われます。この形式競売には、相続債権者、受遺者も自己の費用で競売又は鑑定に参加することができます(民957②・933)。これは、相続債権者、受遺者は相続財産の換価が適正・公平に行われているかにつき重大な利害関係を有するとされているからです。

なお、参加の内容は、上記の目的の達成のためですので、あらかじめ通知を受けて立ち会い、意見を述べる機会を与えられるのみです。

形式競売以外の方法としては、家庭裁判所の権限外行為許可審判に基づく任意売却が考えられます(民953・28)。実務においては、任意売却の方が形式競売よりもよい金額で換価できること、手続も簡便であること、家庭裁判所が権限外行為許可審判の形で関与することで公正さも図ることができることから、換価は任意売却によるのが一般的です。

<申立手続>

作成者	相続財産管理人
提出先	物件を管轄する地方裁判所
申立時期	配当弁済時に換価が必要なき
費用	収入印紙:4,000円、予納郵便切手:各裁判所が定める額、予納金:各裁判所が定める額

書式113 管理終了報告書 DL

令和〇年(家)第〇〇号 不在者財産管理人選任申立事件

管理終了報告書 令和〇年〇月〇日

〇〇家庭裁判所 御中

不在者〇〇〇〇財産管理人
弁護士 〇〇〇〇 〇

頭書事件について、財産管理業務が終了しましたので、ご報告申し上げます。

記

第1 終了事由
令和〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所令和〇年(家)第〇〇号失踪宣告申立事件が確定し、〇月〇日までに不在者の相続人である〇〇〇〇に対し、財産管理人が保管している財産全て(管理人名義の預金〇〇〇万〇〇〇〇円)を引き継いだ。

第2 管理期間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

第3 管理の計算
1 管理のために要した費用 合計 金〇円
2 管理に伴い受領した金員 合計 金〇円

第4 管理の経過
別紙管理経過一覧表のとおりである。

以上

添付資料

1 失踪宣告審判書 1通
2 管理人名義の預金通帳の写し 1通
3 振込指定書 1通
4 振込先証明書 1通

内容見本 (B5判縮小)

第3章 相続財産の管理

相続財産管理人は、就任後速やかに相続財産の調査を行い、財産目録を作成して家庭裁判所に提出します。その上で、相続財産の種類や内容に応じて適切に管理・処分を行います。一方、相続債権者・受遺者に対しては、官報公告等によって請求申出を促します。相続財産の管理・処分の状況については、家庭裁判所に適宜報告することが求められます。

<フローチャート>

相続財産管理人に就任した場合

第1 相続財産の調査

- 書式26 家事事件記録等閲覧・謄写票(申立書等の閲覧謄写)
- 書式27 照会書(金融機関に対する預貯金調査) DL
- 書式28 照会書(証券会社に対する取引状況調査) DL
- 書式29 事情聴取書(申立人等からの事情聴取) DL

第2 財産目録の作成・提出

- 書式30 財産目録提出書・財産目録(就任時) DL
- 書式31 変更相続財産目録提出書・修正財産目録(修正時) DL
- 書式32 追加財産目録 DL

第2 管理終了報告等

1 不在者財産管理の終了

不在者財産管理人の管理業務が終了する事由は、民法25条2項、家事事件手続法147条や不在者財産管理制度の趣旨から次のとおりとされています。

- ① 不在者本人が財産管理人を置いたとき
- ② 不在者本人が自ら財産管理をすることができるようになったとき
- ③ 管理すべき財産がなくなったとき
- ④ 不在者の死亡がはっきりしたとき
- ⑤ 不在者に失踪宣告がなされたとき

これらの事由が生じた場合、不在者財産管理人は、管理財産の収支を家庭裁判所に報告し、管理財産を引き継ぐべき者に対して管理財産の引継ぎを行うことになります。上記①や②の場合には、本人らの本人確認を行った上で、管理財産の引継ぎを行うことになり、上記④や⑤の場合には、不在者の相続関係を調査の上、相続人に対し管理財産の引継ぎを行います。

なお、相続人が複数の場合、法定相続割合で引き継ぐか遺産分割の結果を待つことも考えられますが、相続人の中から管理財産の受領に関する代表者を定めてもらい、その者に引き継ぐことを検討することも考えられます。

また、相続人が不在の場合には、相続財産管理人選任申立てを行い、選任された相続財産管理人に対し管理財産の引継ぎを行うこととなります。

引継ぎが完了した後、不在者財産管理人は、管理終了報告書を家庭裁判所に提出し、併せて不在者財産管理人選任処分の取消審判を求めることとなります。

<報告手続>

作成者	不在者財産管理人
提出先	選任審判をした家庭裁判所
報告時期	管理業務終了時
費用	特になし
作成書類	管理終了報告書

財産管理業務に必要な書式を網羅!

相続人不存在・不在者 財産管理の手続と書式

編著 濱田 憲孝(弁護士)
著 鳥羽 浩司(弁護士)
戸門 大祐(弁護士)



- ◆相続放棄などにより相続人が不存在になった際や所有者が所在不明の際の財産の管理について、業務の流れと各手続で作成する書式を【フローチャート】で示しています。
- ◆財産管理業務の各段階における手続の要領を【一覧表形式】で表示したうえで、手続に必要な書式の作成例を掲げています。
- ◆報告事項や申立理由などの違いに応じた書式作成例のバリエーションを掲載しています。

購読者特典

書式データ(Word)を新日本法規WEBサイトよりダウンロードできる!

※Wordは、Microsoft社の商標または登録商標です。

B5判・総頁 266頁
本体価格 3,800円+税
送料実費

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!
〈電子版〉
本体価格 3,500円+税

パソコン iPhone/iPad Android 端末 でご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。



掲載内容

※ **DL** を付した書式は、新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます。

第1編

相続人不存在

第1章 相続財産管理制度

第1 制度概要・手続の流れ

- 1 制度概要
- 2 手続の流れ(概要)

第2 遺言執行者・特別代理人との関係

<フローチャート>

1 遺言執行者

- (1) 遺言執行者の選任

書式1 遺言執行者選任審判申立書 **DL**

【参考】 照会書(申立人)

【参考】 照会書(遺言執行者候補者)

【参考】 遺言執行者の選任審判書

- (2) 遺言執行者の解任

書式2 遺言執行者解任審判申立書 **DL**

- (3) 遺言執行者に対する報酬付与

書式3 遺言執行者に対する報酬付与審判申立書 **DL**

2 特別代理人

書式4 特別代理人選任申立書(訴訟) **DL**

書式5 特別代理人選任申立書(強制執行) **DL**

書式6 上申書(特別代理人候補者推薦) **DL**

書式7 内諾書(就任内諾) **DL**

書式8 報酬放棄書 **DL**

【参考】 特別代理人の選任書

第2章 相続財産管理人の選任・就任

<フローチャート>

第1 相続人不存在の確認

書式9 相続放棄照会書

第2 相続財産管理人の選任

- 1 選任申立て

書式10 相続財産管理人選任審判申立書(相続人全員の相続放棄) **DL**

書式11 相続財産管理人選任審判申立書(特別縁故者への財産分与) **DL**

書式12 相続財産管理人選任審判申立書(所有権移転登記のため) **DL**

書式13 相続財産管理人選任審判申立書(葬儀・埋葬費用の請求のため) **DL**

書式14 相続財産管理人選任審判申立書(被相続人の成年後見人からの申立て) **DL**

書式15 相続財産管理人選任審判申立書(遺贈の受遺者からの申立て) **DL**

書式16 財産目録 **DL**

書式17 相続人身分関係図 **DL**

書式18 手続代理委任状 **DL**

書式19 陳述書(特別縁故者) **DL**

書式20 陳述書(利害関係人) **DL**

2 裁判所の調査

【参考】 回答書(申立人用)

【参考】 回答書(候補者用)

第3 相続財産管理人の就任等

1 就任

書式21 就任承諾書 **DL**

【参考】 審判書(相続財産管理人選任)

【参考】 相続財産管理人の選任(選任公告)

書式22 相続財産管理人であることの証明申請書 **DL**

書式23 相続財産管理人の資格及び印鑑証明の申請書 **DL**

2 変更

書式24 住所変更上申書(相続財産管理人) **DL**

3 改任

書式25 改任審判申出書(職権発動申出) **DL**

【参考】 相続財産管理人の選任審判書(改任)

【参考】 相続財産管理人の改任(改任公告)

第3章 相続財産の管理

<フローチャート>

第1 相続財産の調査

書式26 家事事件記録等閲覧・謄写票(申立書等の閲覧謄写)

書式27 照会書(金融機関に対する預貯金調査) **DL**

書式28 照会書(証券会社に対する取引状況調査) **DL**

書式29 事情聴取書(申立人等からの事情聴取) **DL**

第2 財産目録の作成・提出

書式30 財産目録提出書・財産目録(就任時) **DL**

書式31 変更相続財産目録提出書・修正財産目録(修正時) **DL**

書式32 追加財産目録 **DL**

第3 相続債権者・受遺者に対する請求申出公告・催告

- 1 請求申出の公告

書式33 相続債権者・受遺者への請求申出の催告(官報公告) **DL**

- 2 請求申出の催告

書式34 請求申出の催告書・債権届出書 **DL**

第4 相続財産の管理報告

- 1 管理全般の報告

書式35 相続財産管理報告書・管理事務経過一覧表(第1回) **DL**

書式36 相続財産管理報告書・管理事務経過一覧表(定時報告) **DL**

書式37 相続財産管理報告書・収支計算書(不動産の管理状況・収支状況を報告する場合) **DL**

- 2 財産の管理・処分に関する報告

書式38 相続財産管理報告書(弁済報告) **DL**

書式39 相続財産管理報告書(賃貸借契約の終了報告)・確認書 **DL**

書式40 相続財産管理報告書(口座解約の報告) **DL**

書式41 相続財産管理報告書(貸金庫の開閉等) **DL**

書式42 相続財産管理報告書(動産類の廃棄) **DL**

- 3 その他管理報告

書式43 相続財産管理報告書(永代供養と墓地の使用・管理の契約締結報告) **DL**

書式44 相続財産管理報告書(相続債権者・受遺者への請求申出催告の公告報告) **DL**

書式45 相続財産管理報告書(隣人からの苦情対応に関する報告) **DL**

書式46 相続財産管理報告書(管理費用支出) **DL**

第5 不動産の管理

- 1 表題登記のない建物についての登記

書式47 建物表題登記申請書 **DL**

- 2 権利に関する登記のない不動産についての登記

書式48 所有権保存登記申請書 **DL**

- 3 相続放棄した相続人の相続登記の抹消登記

書式49 相続登記の抹消登記申請書 **DL**

書式50 登記名義人の氏名変更登記申請書 **DL**

- 4 被相続人の生前に成立した契約に基づく所有権移転登記

書式51 所有権移転登記申請書 **DL**

- 5 無権原占有者への明渡請求

書式52 明渡通知書 **DL**

- 6 表見相続人に対する相続回復請求

書式53 相続回復請求通知書 **DL**

第6 権限外行為許可

- 1 権限外行為許可の取得①(相続財産の維持・管理)

書式54 権限外行為許可審判申立書(登記) **DL**

書式55 権限外行為許可審判申立書(預金解約) **DL**

- 2 権限外行為許可の取得②(相続財産の売買・譲渡・処分)

書式56 権限外行為許可審判申立書(売買) **DL**

書式57 権限外行為許可審判申立書(無償譲渡) **DL**

- 3 権限外行為許可の取得③(その他)

書式58 権限外行為許可審判申立書(訴訟) **DL**

書式59 権限外行為許可審判申立書(永代供養料支出) **DL**

第4章 相続財産の清算・分与

<フローチャート>

第1 弁済

- 1 相続債権者への弁済

書式60 配当通知書 **DL**

書式61 配当表 **DL**

書式62 回答書 **DL**

- 2 不在相続債権者に対する弁済供託

書式63 供託書

- 3 弁済する債権の鑑定人の選任

書式64 鑑定人選任審判申立書 **DL**

- 4 競売による相続財産の換価

書式65 形式競売申立書 **DL**

第2 相続人搜索の公告

- 1 相続人搜索の公告請求

書式66 相続人搜索の公告請求 **DL**

【参考】 相続権主張の公告(相続人搜索の公告)

- 2 相続人(包括受遺者)の申出

書式67 相続権主張の申出書 **DL**

- 3 相続人(包括受遺者)の認定

書式68 訴状(相続権確認請求) **DL**

- 4 相続人(包括受遺者)への相続財産の引継ぎ

第3 特別縁故者への相続財産の分与

- 1 相続財産分与の申立て

書式69 特別縁故者に対する相続財産の分与審判申立書 **DL**

- 2 裁判所の調査

書式70 意見書 **DL**

- 3 分与審判の確定・不服申立て

【参考】 特別縁故者への相続財産分与の審判例

- 4 分与審判の実行

書式71 所有権移転登記申請書 **DL**

書式72 審判確定証明申請書 **DL**

書式73 領収書(現金) **DL**

書式74 受領証(動産) **DL**

第4 共有者への帰属

- 1 特別縁故者の不存在の証明

書式75 特別縁故者不存在確定証明申請書 **DL**

【参考】 特別縁故者不存在確定証明書

- 2 その他の共有者に対する持分全部移転登記申請

書式76 持分全部移転登記申請書 **DL**

第5 税務申告

- 1 財産分与に伴う相続税の申告

- 2 共有持分の取得に伴う相続税の申告

【参考】 特別縁故者不存在確定証明書

第5章 財産管理の終了

<フローチャート>

第1 管理人の報酬

書式77 報酬付与審判申立書(相続財産管理人) **DL**

【参考】 報酬付与審判書

第2 国庫帰属

- 1 不動産の引継ぎ

書式78 国庫帰属不動産引継書

書式79 所有権移転登記承諾書 **DL**

- 2 国庫債券の引継ぎ

書式80 国庫債券引継書 **DL**

- 3 その他:現金・金銭債権

書式81 国庫帰属手続を求める旨の管理報告書 **DL**

第3 管理終了

- 1 相続財産管理の終了報告

書式82 管理終了報告書(残余財産の国庫引継ぎの場合) **DL**

書式83 管理終了報告書(相続財産の清算が終わった場合) **DL**

書式84 管理終了報告書(相続人や特別縁故者に引き継いだ場合) **DL**

- 2 破産手続開始による終了

書式85 相続財産破産手続開始申立書 **DL**

- 3 相続財産管理人の選任取消し

書式86 相続財産管理人選任取消審判申立書(残余財産の国庫引継ぎの場合) **DL**

書式87 相続財産管理人選任取消審判申立書(相続人への引継ぎの場合) **DL**

第2編

不在者の財産管理

第1章 不在者財産管理人制度

第1 制度概要・手続の流れ

- 1 制度概要
- 2 手続の流れ(概要)

第2 失踪宣告との関係

<フローチャート>

- 1 失踪宣告の申立て

書式88 失踪宣告審判申立書(普通失踪) **DL**

書式89 失踪宣告審判申立書(危難失踪) **DL**

【参考】 失踪宣告(官報掲載例)

- 2 失踪宣告の取消し

書式90 失踪宣告の取消審判申立書 **DL**

第2章 不在者財産管理人の選任・就任

<フローチャート>

第1 不在者財産管理人の選任

- 1 選任申立て

書式91 不在者財産管理人選任審判申立書(遺産分割協議) **DL**

書式92 不在者財産管理人選任審判申立書(財産管理 空家対策) **DL**

書式93 不在者財産管理人選任審判申立書(債権者からの申立て) **DL**

- 2 裁判所による調査・回答

【参考】 回答書(申立人用)

【参考】 回答書(候補者用)

第2 就任

【参考】 審判書(不在者財産管理人選任)

書式94 就任承諾書 **DL**

第3 改任

書式95 改任審判申出書(上申書) **DL**

第3章 不在者財産管理人の財産管理

<フローチャート>

第1 財産調査等

- 1 財産調査

書式96 家事事件記録等閲覧・謄写票(申立書等の謄写申請)

書式97 照会書(金融機関に対する預貯金調査) **DL**

書式98 照会書(証券会社に対する取引状況調査) **DL**

書式99 事情聴取書(申立人等からの事情聴取) **DL**

- 2 財産目録の作成・提出

書式100 財産目録提出書・財産目録 **DL**

相続人不存在・不在者 財産管理の手続と書式

第2 管理報告

- 1 管理全般の報告(初回報告/定期報告)

書式101 管理報告書・管理経過一覧表(第1回) **DL**

書式102 管理報告書・管理経過一覧表(定期) **DL**

- 2 財産の管理・処分に関する報告(随時報告)

書式103 管理報告書(遺産分割協議) **DL**

書式104 管理報告書(不動産売買) **DL**

書式105 管理報告書(訴訟) **DL**

第3 権限外行為許可

- 1 権限外行為許可の取得①(相続放棄、遺産分割協議)

書式106 権限外行為許可審判申立書(相続放棄) **DL**

書式107 権限外行為許可審判申立書(遺産分割協議) **DL**

- 2 権限外行為許可の取得②(財産の管理・処分)

書式108 権限外行為許可審判申立書(不動産売却) **DL**

- 3 権限外行為許可の取得③(その他)